

平成 23 年（ワ）第 812 号、平成 24 年（ワ）第 23 号、平成 27 年（ワ）第 374 号
九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件

原 告 石丸ハツミ 外
被 告 九州電力株式会社

上 申 書

平成 29 年 11 月 24 日

佐賀地方裁判所 民事部 合議 2 係 御中

被告訴訟代理人弁護士 堤 克

彦印 用印

同 山 内 喜 明

印 用印

同 松 崎 隆

印 用印

同 斎 藤 芳 朗

印 用印

同 永 原 豪

印 用印

同 熊 谷 善 昭

印 用印

同 家 永 由 佳 里

印 用印

同 池 田 早 織

印 用印

玄海原子力発電所2号機（以下「玄海2号機」という。）の主張立証方針について、以下のとおり上申します。

1 主張方針について

被告は、玄海2号機の現状を踏まえた上で、本件の主要な争点である耐震安全性（基準地震動策定の合理性等）と配管の安全性に関する主張を行う予定である。

主張の概要については別紙「準備書面の構成」に記載の通りである。

2 立証方針について

原則として書証にて立証を行う予定である。

以上

準備書面の構成

- 第1 はじめに**
- 第2 玄海2号機の現状**
- 第3 玄海2号機における耐震安全性の確保**
 - 1 原子力発電所における耐震安全性の確保の考え方
 - 2 建設時における玄海2号機の耐震安全性の確保
 - 3 玄海3, 4号機建設時に策定した地震動による玄海2号機の耐震安全性評価
 - 4 耐震設計審査指針の改訂に伴う玄海2号機の耐震安全性評価（耐震バックチェック）
- 第4 耐震安全上の余裕**
 - 1 耐震設計等における耐震安全上の余裕
 - 2 原子力発電施設耐震信頼性実証試験による耐震安全上の余裕
 - 3 ストレステストによる耐震安全上の余裕
- 第5 事故防止に係る安全確保対策**
 - 1 はじめに
 - 2 異常発生防止対策
 - 3 異常拡大防止対策
 - 4 放射性物質異常放出防止対策
 - 5 緊急安全対策の実施
- 第6 原告らの主張（基準地震動の策定方法、配管）に対する反論**
- 第7 結論**